令和5年 第6回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和5年8月25日(金)15時00分から15時30分

2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	0	2	福澤 邦夫	\circ
3	岡村 宏一	0	4	森山 松年	\circ
5	日下部 好克	0	6	_	_
7	深井 一郎	0	8	川田 美千代	
9	飯塚 信利	0	10	島村 重昭	\circ
11	齋藤 幸江	0	12	中野 松夫	
13	岩本 勝正		14	折原 正英	

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	宮代町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想
	の変更に係る協議について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

 事務局
 事務局長兼産業観光課長
 小川 英一郎

 産業観光課主幹
 鈴木 功

 農地調整担当主査
 小島 春樹

 農地調整担当主事
 益子 智渚

 農地調整担当主事
 杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(職務代理)

みなさん、こんにちは。

本日は、会長がお休みなので、私が代理人を務めさせていただきます。よろ しくお願いいたします。

今月につきましても引き続き、アルコール消毒の実施や換気などに注意をし、 短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力よろしくお願いいたし ます。

本日の出席委員は、11名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回農業委員会総会を開会いたします。 日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「13番 岩本勝正委員」と「5番日下部好克委員」を指名します。

(職務代理)

続きまして、日程第2・議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明お願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

申請地は、字■■の畑 1 筆で面積は 395 ㎡でございます。譲受人は宮代町内にお住まいの方です。譲渡人は越谷市内にお住まいの方です。譲受人は譲渡人のご兄弟にあたります。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請地周辺を譲受人にて以前から耕作しており、当該農地についても管理を続けておりましたが、この度所有権移転を行い、 譲受人の農地として耕作するために、今回の申請に至りました。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の許可申請」 に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■■■■■の南西側に位置しています。公図で見ますと、このような形になります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、「大根」や「白菜」などの野菜を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に5筆、総面積は3,622 m²になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、ご確認していただきます。

<現状の確認>

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て 効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には年間 288 日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守するとのことから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(職務代理)

それでは、ご審議お願いいたします。

(■番 ■■委員)

先程、現地を確認して参りましたが、この暑い中でも一回耕転をしてあるということです。ところどころ草が出ていますが、管理をしていなければこんなに草は小さくないと思いますので、よろしくお願いします。

(職務代理)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に 関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」 をお願いいたします。

<全員挙手>

(職務代理)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(職務代理)

続きまして、日程第3・議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございます。なお、1件目の案件につきましては、■■委員に係る案件となりますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項及び「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、■■委員にはご退席いただきます。

<■■委員 退席>

(職務代理)

それでは、1件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、まず1件目についてご説明いたします。

申請地は、字■■地内の田1筆で、面積は711 ㎡でございます。譲受人は社会福祉業を営む法人で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は「児童発達支援事業所の建設」です。権利の移転形態は、「賃貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲受人は現在、■■市にて児童発達支援事業所を2か所運営しております。2か所とも■■市内の子どもで定員に達しているものの、■ 市外の居住者からの問い合わせも増えていることから、近隣市町村にも支援範囲を広げるために、新たに児童発達支援事業所を建設することになりました。建設地については、児童発達支援事業所がなく、譲受人が現在運営している■■市の施設からも連携がとりやすい■■駅西口周辺で探すことになり、知人にその旨相談したところ、本申請の譲渡人を紹介してもらい、今回の申請に至りました。なお、こちらは令和4年9月14日付けで除外が認可されております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■■の北東に位置しております。公図で見ますと、このような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。

農地や道路と隣接する部分については被害防除策として新設コンクリートブロックの上にメッシュフェンスを設置する予定です。排水については、合併処理浄化槽を経由し、道路側溝に放流する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(職務代理)

1件目の案件についてご審議お願いいたします。

(■番 ■■委員)

先程、現地を確認して参りましたが、草は出ていますが、道路にはみ出して はいませんので、問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

(■番 ■■委員)

申請地はいつも綺麗にされておりますので、問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

(職務代理)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(職務代理)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすること といたします。■■委員お戻りください

<■■委員 着席>

(職務代理)

続きまして、2件目の案件について事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

2件目についてご説明いたします。

申請地は、字■■地内の田 1 筆で面積は 377 ㎡でございます。譲受人は、大阪府で駐車場管理機器リース業を営む法人です。譲渡人は、宮代町内にお住まいの方です。転用目的は「貸駐車場」です。権利の移転形態は、「賃貸借権」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、譲受人は、全国で駐車場を運営している法人で、宮代町で新たに駐車場の設置を考えておりましたが、なかなか納得のいく土地が見つからず、不動産業者に相談したところ、今回の申請地を紹介され、譲受人の希望に合う土地であったため、今回の申請に至ったところです。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■の北側、■■■■■の東側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。

農地や他の敷地と隣接する部分については被害防除策として新設コンクリートブロックを設置する予定です。現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第3種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(職務代理)

2件目の案件についてご審議お願いします。

(■番 ■■委員)

先程、現地を確認して参りましたが、周りも道路と駐車場に囲まれている場所であり、作物がここで育てられるとは考えにくいです。駐車場ということであればやむを得ないかと思います。ご検討お願いいたします。

(職務代理)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員举手>

(職務代理)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(職務代理)

続きまして、日程第3・議案第15号「宮代町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について」を上程いたします。それでは、事務局説明お願いいたします。

(事務局)

それではご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。

令和5年4月1日付けで「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」 が施行され、また、埼玉県において、令和5年6月30日付けで「埼玉県農業経 営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことに伴いまして、当町 における標記基本構想について変更することとなったものです。

なお、基本構想の変更に関しましては、「農業経営基盤強化促進法施行規則」の第2条におきまして、「市町村が基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会並びに農業協同組合の意見を聴かなければならない」とされており、そのため、令和5年8月14日付けで宮代町長より「基本構想の変更に係る協議」についての依頼があったところでございます。詳細につきましては、担当の■■■■ ■より説明をさせていただきます。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。資料には、今回の変更の要点をまとめたものと、根拠となる条文の抜粋が主に載っております。それから変更案という形で、新旧対照表を載せております。左側が変更後の内容、右側が現行の基本構想の内容で、変更部分については赤字で表示させていただいております。

まず、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは」ということでございますが、この基本構想というのは、「農業経営基盤強化促進法」の第6条に規定されておりまして、いわゆる「認定農業者制度」をはじめ、農地の利用集積に関する目標や、農地の利用権設定等に関する取り組み、農業を担う者の確保・育成に関する基本的な考え方等について定めているものでございます。

また、先程説明がありましたが、基本構想を策定又は変更しようとする場合には、「農業経営基盤強化促進法」の施行規則第2条におきまして、「当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない」旨が規定されております。なお、基本構想については、国の政策や法律改正等に伴

う幾度かの変更を行っておりまして、現行の町の基本構想は、令和3年10月に変更を行ったものとなっております。

今回の基本構想の変更の理由でございますが、皆様ご承知のとおり今年の4月1日付けで「農業経営基盤強化促進法等」の一部が改正され、同法が施行されまして、「人・農地プラン」の法定化によります「地域計画」の策定、農地の利用集積・集約化の手法である「利用権設定」の廃止により「農用地利用集積計画」と「農地利用分配計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ一本化されたことに伴いまして、埼玉県のほうで「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の一部が変更されたことによりまして、県内の市町村におきましては、基本構想についても変更することとなりました。

主な変更の内容でございますが、今回の変更では、法改正に伴いまして「地域計画」が法定化されたことに伴う「人・農地プラン」に基づく記述の削除や「地域計画」に関わる記述項目の追加、農地の集積・集約化の手法から「利用権設定等促進事業」の削除、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加、埼玉県の考え方に準じた「農用地の利用の集積に関する目標値の変更。40%から56%」の他、文言の追加・削除・修正等となっています。

なお、今回の基本構想の変更に関しましては、次にお話しするスケジュールで進めております。まず、ご説明したとおり「農業経営基盤強化促進法等」の一部が改正されました。これを受けまして、県の方で基本方針の変更が6月30日付けで変更になりまして、その後、皆様へ意見照会を行うこととなっております。今回の意見照会において同意がなされた暁には、埼玉県知事に対しまして同意協議を行いまして、その後県からの同意が得られれば変更後の基本構想を公告するという流れとなります。以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

(職務代理)

ただいま事務局から説明がございました。この件に関して質疑はございませんか。ないようでございます。それでは議案第15号につきまして、「同意する」ことに賛成の方は「挙手」をお願いします。

<全員挙手>

(職務代理)

「挙手全員」ということですので、「議案第 15 号 宮代町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について」は「同意する」ことといたします。

(職務代理)

続きまして、「報告事項」について、事務局報告お願いします。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が8月10日となっておりました。10日までに4条届出が3件、5条届出が4件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(職務代理)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和5年第6回農業委員会総会における審議・報告案件 の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年8月25日

会	長	-		
署名	委員			
署名	委員			